

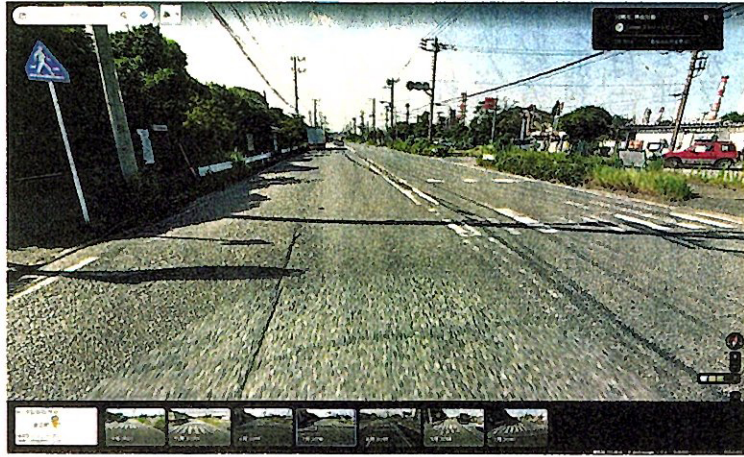
消えた白線 事故の一因

横断歩道の不備認める

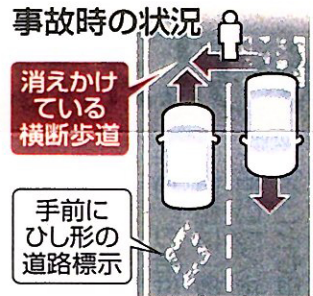
神奈川県、被害者と和解

川崎市の横断歩道で歩行者が車にはねられた一因は「白線」が消えていたことにあると、道路標示を管理する責任を負う神奈川県が過失の一部を認め、損害賠償請求していた被害者との和解が24日、横浜地裁川崎支部で成立した。専門家は交通事故の裁判で道路標示の不備が事故原因と認定されるのは珍しいと指摘するが、摩耗による劣化で消えかかった白線はあちこちにある。早急な補修と管理の徹底が必要だと訴える。

(米田怜央、佐藤航)



2018年7月に撮影された事故現場の横断歩道。白線はほとんど消えている=©Google ストリートビュー



事故は2018年10月31日昼に発生した。川崎市川崎区の片側2車線の市道で信号機のない横断歩道を渡っていた男性が、左側から直進してきたタンクローリーにはねられた。一命は取り留めたものの、右半身にまひが残り、高次脳機能障害の影響で介護が必要になった。

周辺は工場地帯。大型トラックが頻繁に往来し、舗装が傷みやすい。県警は18年4月、現場近くの企業から消えかかった横断歩道の白線を塗り直すよう要望を受けていた。だが、それから半年がたっても県警は周辺と合わせて状況を確認中で補修はしていなかった。

過失運転致傷罪に問われた運転手の刑事裁判では、横浜地裁川崎支部が19年11月の判決で「車両進行方向の横断歩道は完全に消失し現場を繰り返し走行して横断歩道を認識できていたはずだとして、過失割合の9割(6030万円)は運転手の勤務先にあるとしたが、県にも1割(670万円)の過失があるとした。双方が受け入れ、和解が成立した。

交通事故の裁判に詳しい高山俊吉弁護士は「道路標示の摩耗を事故原因と認定したケースは非常に珍しい」と話す。塗り直しが追いついていない現状を踏まえ、管理者である都道府県の公安委員会には「和解内容を警鐘と受け止めてほしい。取り締まる側がルールを知らせるきっかけを壊すことは許されない」と強く訴えている。

「61%以上摩耗」の標示 全国で13%

神奈川県では16年2月にも、白線の消えかかった横断歩道で小学生の死亡事故が発生している。その後、2年間かけて集中的に塗り直したが、20・22年度に改めて調べると、全体の2割で60%を超える消失が確認された。本年度は12億円を補修に投じる方針だ。

早急な塗り直し通達

らない。警察庁が20年8月に行ったサンプル調査によると、横断歩道が61%以上摩耗していたのは13・2%、41%以上は30%近くに達した。21年10月には「道路標示が消えかかったままにするとは、横断歩行者を危険にさらす」と各都道府県警などへの通達で、早急な塗り直しを求めた。

用語解説

横断歩道 道路交通法で「歩行者の横断の用に供するものの場所であることが示されている道路の部分」と規定。道路標識や、ひし形の道路標示で示される。道交法では「歩行者保護のための通行方法」について定め、横断する人が明らかにいない場合を除いて、車両は直前で停止することができるような速度で走行するか、一時停止して横断者に道を譲らなければならない。